

建設業の担い手確保・育成を目的とした事業の特記仕様書集 【土木工事】

工事名 :

・下表の適用欄に○が選択されている事業は、本工事の対象事業となります。

No.	事業名	添付資料 ページ	対象工事要件(※1)	適用
1	静岡市建設工事の完全週休2日制の実現に向けた取り組み	特記仕様書	・全工事対象	○
		特 2		
2	4週6閉所日確保モデル工事	特記仕様書	・4週6閉所日確保モデル工事については、工事担当課の指定工事	／
		特 2 ～ 特 3		
3	静岡市版快適トイレ設置について	特記仕様書	・予定価格が80,000千円以上の建設工事は快適トイレを1基以上設置 ・予定価格が150,000千円以上の土木一式工事は、女性専用快適トイレを1基以上追加設置	／
		特 4 ～ 特 5		
4	静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動行動指針	特記仕様書	・全工事対象	○
		特 6 ～ 特 7		
5	建設業のイメージアップについて	特記仕様書【土木工事編】	・予定価格が150,000千円以上の土木工事	／
		特 8 ～ 特 10		
6	静岡市建設工事に係る着手日選択制度	《参考資料》 実施要領	・工事担当課の指定工事(※2)	／
		特 11 ～ 特 12		

※1 :各事業の対象工事要件の詳細については、特記仕様書及び参考資料(要領または、Q&A等)をご確認ください。

※2 :発注者は、着手日選択制度を対象とした場合に、「特に定めた契約条件」を設計図書の先頭ページに添付してください。

・対象工事要件以外の工事で、施工者の希望により上記事業に取り組む場合は、監督員と協議のうえ実施するものとし、「工事請負契約における設計変更ガイドライン 7. 設計変更が可能なケース 3」に基づき設計変更すること。

・各事業の特記仕様書及び参考資料(要領、Q&A等)については、担い手ホームページ(ninaite.jp)をご覧ください。《担い手ホームページ(『建設NOW』で検索！)》

・特記仕様書集に関するお問い合わせは、技術政策課 企画グループ(TEL:054-221-1010)までお願いします。

特記仕様書

1. 静岡市建設工事の完全週休2日制の実現に向けた取り組み

- (1) 本工事は、受発注者が連携して将来的に完全週休2日制を実現するために、現場閉所日取得の意識を高め、長時間労働を回避し、現場閉所日を増やすための現場環境の改善に努めるものとする。
- (2) 発注者は、受注者の工程管理に支障をきたさぬよう適切な工期設定やクイックレスポンスに努めるとともに、現場進行に支障となりうる情報等を確認した際は迅速に受注者へ提供すること。
- (3) 4週6閉所日確保モデル工事に指定されていない工事においても、4週6閉所日確保モデル工事実施要領にしたがって任意で実施することができる。なお、実施する場合は、発注者が技術政策課へ報告すること。

2. 4週6閉所日確保モデル工事

本工事が「4週6閉所日確保モデル工事」に指定されている場合は、次項(1)から(7)までを実施するものとする。

(1) 4週6閉所日確保モデル工事の定義

工事着手日(※1)を第1始期日とした4週(28日)のうち6日間以上の現場閉所日を確保(原則として、土曜日、日曜日を現場閉所とする。また、雨天時の振替については原則認めない)する工事をいう。

(2) 閉所日の設定

受注者は、閉所日について各始期日の4週間以上前までに設定(第1始期日については工事着手前までに設定)することを目標とし、最低でも2週間以上前までに設定するとともに、現場内に掲示して工事関係者が休日等の予定をたてやすくなるように努めること。ただし、資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等にかかる建設工事の請負契約に該当しない関係者等については対象としない。また、翌始期日(第2始期日以降)からも継続して工期末まで閉所日を確保する。

(3) 災害対応時等の措置

受注者は、地元対応や関係機関からの要請、災害対応等により、やむを得ず閉所日の変更をする場合は、予定が確定した時点で速やかに再設定し、工事関係者への周知を図ること。

(4) 実施内容の報告

受注者は、閉所日を確保した結果について、対象期間（各始期日から 28 日間）と閉所確保日を明確にして書面（様式自由）で監督員へ報告すること。

(5) 工事看板への掲示

受注者は、各工事で設置する工事看板に、『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する 4 週 6 閉所日確保モデル工事』である旨を記載すること。

(6) 受注者への指示

発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、閉所日の前日等、閉所日中の作業が発生するような指示等を行わないこと。

(7) アンケートの提出

受注者は、担い手確保・育成ホームページ (<http://ninaite.jp>) よりダウンロードしたアンケート（ダウンロードできない場合は、監督員から受領）に回答し、工事完了届提出後 14 日以内（土、日、祝日を含む）に技術政策課宛メールで提出すること。

◆提出先：gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp

(補足)

- ・ 実施にあたっては、『4 週 6 閉所日確保モデル工事に関する Q&A』を参考にすること。
- ・ 上記については、担い手確保・育成ホームページに登載されています。

(<http://ninaite.jp>) 「建設 NOW」で検索！

- ・ ※1：工事着手日とは、設計図書に定めのある場合の他、特別な事情がない限り、請負契約締結日から 2 週間以内（契約日含む）をいう。

特記仕様書

静岡県版快適トイレ設置について

1. 目的

本工事は、建設業界における女性のさらなる活躍や、若い世代の入職を促進させ、建設現場のトイレを快適に利用できるように、建設現場の環境改善に努めることを目的とする。

2. 静岡県版快適トイレの仕様

(1) 快適トイレに求める機能及び備品は下記のとおりとする。

(ア)洋式便座

(イ)便座除菌シート等の衛生用品

(ウ)水洗（簡易水洗、し尿処理装置付きも含む）

(エ)臭い逆流防止機能付き（フラッパー機能）

（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）

(オ)容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）

(カ)照明設備（電池式可）

（夜間工事や現場が暗い等の支障がなければ設置しなくても良い）

(キ)衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場の設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

(ク)手の洗える設備（アルコールスプレー等による対応も可）

(2) 女性専用快適トイレに求める機能及び設備

(ケ) 上記(ア)～(ク)までの機能及び備品

(コ)男女別明確な表示

(サ)出入りの様子が見えない対応(別方向入口や目隠し等)

(シ)サニタリーボックス

3. 設置基準

(1) 静岡県版快適トイレ

(ア)予定価格が 80,000 千円以上の建設工事においては上記規定による（以下同じ）快適トイレを 1 基以上設置する。（建築工事と設備工事の合算予定金額が 80,000 千円以上の各工事についても対象とする）

(2) 女性専用快適トイレ

(イ) 予定価格が 150,000 千円以上の土木一式工事においては、上記の静岡県版快適トイレとは別に女性専用快適トイレを 1 基以上設置する。

- (ウ) 予定価格が 300,000 千円以上の建築一式工事においては、上記の静岡市版快適トイレとは別に女性専用快適トイレを1基以上設置する。
- (エ) 上記基準に該当しない工事においても、建設現場のトイレの快適化に配慮すること。
- ※設置に際しては監督員と協議のうえ設置するものとする。

特記仕様書

静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動行動指針
(STOP ハラスメント運動)

1. 目的

建設業は、その仕事柄、注意を怠ると生命の危険もあることから、業務の中で厳しく指導をしなければならない場面がある。また、男性ばかりの職場だった長い歴史もあって、どうしても女性への気配りに欠けた業種であると言わざるを得ない状況である。

国土交通省は、もっと女性が活躍できる建設業へ向けた取組みを実施し、女性技術者・技能者の増加を企て、建設現場の就業環境改善に取り組んでいる。この考え方に鑑み、静岡市では、建設現場のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを撲滅し、女性や若者が就労しやすい環境づくりの推進を目的としている。

2. 対象工事

静岡市が発注する建設関連工事を対象とする。

3. 受注企業の義務

建設業の担い手確保・育成と公共工事の品質向上を念頭に置き、建設現場のコミュニケーションの向上を図り、誰もが働きやすい建設現場となるように努力する義務を負う。

4. 実施事業

下記事業について実施し、建設現場で就労している職員にどういった事象がハラスメントなのかを理解させることを目標とする。大規模工事（契約金額1億円以上）については、(1)～(5)のすべてを、それ以外の工事については(1)～(3)を実施する。

- (1) セクハラ・パワハラ防止活動の実施
- (2) 現場事務所等にポスターの掲示
- (3) セルフチェック表の配布
- (4) 建設現場に相談窓口の設置
- (5) 受注会社に相談員を置く

5. 対象者

静岡市が発注した建設工事現場で就労している全職員（元請け、下請けの区別なし）

6. 実施内容（履行必須）

(1) セクハラ・パワハラ防止活動

月に1度程度、建設現場で実施される朝礼等を利用し、教育資料を配布し、リーフレットを朗読するなどの研修会を実施し、入職者にパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを理解させることを目的とする。

(2) ポスターの掲示

セクハラ・パワハラ防止を目的とした啓発ポスター（※1）を現場事務所や職員休憩室等に掲示する。ポスターについては市が用意した物を利用しない事ができる。

(3) セルフチェック表の配布

配布対象や配布方法については自由。様式は(※1)を参照のこと。

(4) 建設現場に相談窓口の設置

相談窓口のポスター(※1)を現場事務所や職員休憩室等に掲示し、相談窓口を設置すること。ポスターについては市が用意した物を利用しない事ができる。

(5) 相談員

受注会社に相談員を置き現場の相談に対応する。相談員への教育については、受注会社が厚生労働省の情報提供等を利用し実施する。

(6) 実施内容の報告

受注者は、実施内容の状況を写真で撮影し、監督員へ報告するものとする。

※1：啓発ポスター、セルフチェック表、相談窓口のポスター等については、担い手ホームページ(ninaite.jp)に保存してありますのでご覧ください。

《担い手ホームページ(『建設NOW』で検索!)》

7. 配布資料等

(1) 事業の効率化のために資料を加筆訂正することや代替資料を使用する事を認める。

(2) 市が用意した資料は最低限であるので、独自に資料を作成し教育プログラムを実施することや、専門家による研修等の開催なども推奨する。

8. 推奨される企業の体制作り

(1) 推進体制の整備

パワーハラスメント対策を具体的に推進する組織として「防止対策委員会」のような体制を整備する。

(2) 基本方針の明確・明文化

企業として「職場のパワーハラスメントは許さない」という方針を企業トップのメッセージとして打ち出し、就業規則等への規定などパワーハラスメント防止のルールを明確にさせ、その旨を建設現場にも周知させる。

(3) 社内や建設現場の実態を把握

従業員や入職者へのアンケート調査やヒアリングなどで社内の実態を分析し、自社や建設現場のハラスメント対策の方向性や課題を把握する。

(4) 相談・苦情処理体制の整備

パワーハラスメントの問題は、予防対策をしっかりと未然に防ぐのが第一ですが、発生してしまった場合の対応として相談・苦情処理体制を整備しておくこと。

(5) 従業員や入職者への教育・周知・啓発

従業員だけでなく、入職者への教育・周知・啓発に心掛けること。

9. 補 足

自分が担当する建設現場には女子の入場が無いから不要だと考えるのではなく、女性がいつ現場に来て構わない施設の準備(女子トイレ等)と、そこに働く方々全員のマナー向上に取り組み、働きやすい職場環境を充実させていくこと。メンタルヘルス問題について周知がなされつつある状況下において、まずはハラスメントを無くし誰もが気持ちよく働ける就労環境の整備にご尽力を期待しております。

特記仕様書【土木工事編】

建設業のイメージアップについて

＜静岡市1現場1公開・イメージアップPR作戦事業＞

＜静岡市女性環境整備 ポジティブアクション事業＞

1. 総括基準

(1) 本工事は、イメージアップ（現場環境改善）に要する費用を計上している。

イメージアップ経費は建設業のイメージアップ活動に充当するものとする。建設業のイメージアップは、地域や一般社会の建設業に対するマイナスイメージを払拭することによって、建設業の担い手確保・育成および健全な発展、そして公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。受注工事の施工に際してはこの趣旨を理解し、監督員と協議して地域との相互理解、労働環境の改善等について状況に合わせた創意工夫を發揮し、適正なイメージアップ計画を策定し実施するものとする。

(2) 具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載し監督員と協議の上決定するものとする。

(3) 単年度工事は工事完了後、複数年工事は年度ごとに担い手確保・育成事業が確認できる実施写真等、実施状況を確認できる資料を添付の上、報告書（様式は、担い手確保・育成ホームページよりダウンロード（<http://ninaite.jp>））を監督員に提出すること。また、電子媒体にて技術政策課へ提出（提出先：gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp）するものとする。また、具体的な活動実施の前に監督員に報告し、監督員は技術政策課に連絡をするものとする。

(4) イメージアップ活動のうち、上記（3）の報告書等を参考に建設業における担い手確保・育成やイメージアップに大きく貢献があった取り組みを讃え、建設現場ごとの創意工夫とPR効果向上を図った表彰制度を平成29年度から実施している。

2. 技術基準

イメージアップの実施については、『静岡市土木工事共通仕様書』第1編1-1-29第7項及び以下に基づいて履行するものとする。

(1) イメージアップは、別表1の内容の内、原則として各計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5項目以上を実施するものとし、そのうち3項目以上については担い手確保・育成事業に効果のある取り組み（別表2参照）を実施するものとする。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

なお、イメージアップの具体的な内容は、すでに一般化している美装化などとしなないこと。

別表1

計上費目	実施する内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等

安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

(2) 以下項目に係るイメージアップは、受注者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。

- ・作業服
- ・室内装飾品等

(3) 柵等図柄、規格等

バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。

参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」

別表 2

<p>A. 【建設業の担い手確保及び育成に関する取組み事業の定量的効果】</p> <p>◆定量的な効果の実現</p> <p>1) 広く多くの方に建設業の担い手確保及び育成に関する取組み事業を開催</p> <p>2) 少人数ではあるが、専門的な講座を開催</p> <p>3) 担い手の親にアピールする事業や親子参加事業など親世代の参加を促す取組み</p> <p>◆効果的な広報PRの実現</p> <p>4) 新聞などメディアを活用したPR（有無、回数）を実施</p> <p>5) 学校新聞などで生徒の親への建設業の担い手確保及び育成に関する取組み事業をPR</p>
<p>B. 【建設業の担い手確保及び育成に関する取組み事業の実質的効果】</p> <p>◆来て見てさわって建設業を感じてもらう（身近に感じてもらう）取組み</p> <p>6) 建設業を身近に感じさせる興味を引く取組みを実施</p> <p>7) 重機への興味を湧かせる取組み</p> <p>8) 積極的に現場公開（大きなことではなく回数や気軽に覗ける体制など）を実施</p> <p>◆建設業の重要性を理解</p> <p>9) 建設業の役割・重要性を伝える工夫（通常時）</p> <p>10) 建設業の役割・重要性を伝える工夫（災害時）</p> <p>◆技術の伝承とすばらしさ</p> <p>11) ICT事業の紹介やICT機器の体験会等を実施</p> <p>12) 職人技や最先端技術の紹介や体験会等を実施</p> <p>◆職場環境（イメージ改善）</p> <p>13) 3Kイメージの改善事例を紹介</p> <p>14) 働きやすい仕事であることをPR</p> <p>15) 女子でも働きやすい業界であることを紹介（現場見学など）</p> <p>◆女性の活躍</p> <p>16) 女性も活躍できる仕事であることをアピール</p>

- 17) 男勝りの女性でなくても活躍できる事例を紹介
- ◆興味をそそる取組み
- 18) 専門的な体験や授業を実施
- 19) 実験などを体験させて興味を引かせる取組み
- ◆対象者への興味を引く広報活動
- 20) 建設業の仕事内容が分かりやすいリーフレットなどの教材を作成
- ◆対象者以外への広報活動
- 21) ホームページや現場の掲示板等を利用した広報（重要性・3K 払拭などすべて。こんな工事をしていますは×）を実施
- ◆親への理解促進
- 22) 親も参加できるプログラムを計画し実施（親子参加、親だけの参加）
- ◆就職サポート
- 23) 就職した際のイメージを伝える事業を紹介
- 24) 就職した時のイメージを空想させる取組み
- 25) この仕事をやりたいという動機付けを促す取組み
- ◆建設業に興味のある方へステップアップ講座等
- 26) ステップアップ（段階的に仕事の内容が理解できる）体制の講座を開催
- 27) 興味のある人を対象としたステップアップ（事業）体制の用意
- ◆職場体験や職業への理解促進
- 28) インターンシップ体験を企画し実施
- 29) 首都圏から大学生を呼込む事業を実施
- ◆学校や地域などの団体の取り込み
- 30) 学校の総合学習などの授業とコラボした事業を実施
- 31) 学校などと協同した取組み（職業体験など）を実施
- 32) 地域の方々を対象に、見学会や勉強会などを実施
- ◆ICTなどの最新技術を利用した興味を引かせる仕組み（リーフレットのICT化など）
- 33) 先進技術を導入するなどスマホ時代の若者に興味を引かせる効果を実現

静岡市建設工事に係る着手日選択制度実施要領

1. 趣旨

この要領は、静岡市が発注する建設工事の一部において、発注者が設定した着手日選択期間内で、受注者が着手日を選択して契約を締結することができる制度（以下「着手日選択制度」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象工事

着手日選択制度の対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 標準工期に、開札日から着手期限日までの期間（以下「着手日選択期間」という。）を加算した期間が、発注年度を超えない工事。
- (2) 債務負担行為等により年度をまたぐ工事は、工事施工課と契約課との協議により合意を得た工事。

3. 着手期限日及び着手日選択期間

- (1) 着手期限日は、該当工事に係る開札日から、原則として30日以上90日以内とする。
- (2) 発注者は、着手期限日を設定し、入札公告等に記載しなければならない。
- (3) 受注者は、着手日選択期間内（契約締結後）で、任意の日を着手日として定めるものとする。なお、着手日を定めるにあたり、着手日及び完成日が静岡市の休日と定める条例第1条に規定する市の機関の休日とならないようにすること。
- (4) 受注者は、請負契約締結前に着手日を着手日通知書（様式第1号）により発注者に通知しなければならない。
- (5) 建設工事請負契約書の着手日は、受注者が選択した着手日を記載するものとする。

4. 前払金の取扱い

対象工事に係る前払金は、着手日以降に支払を請求することができる。

5. 着手日前の取扱い

- (1) 契約日から着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- (2) 契約日から着手日の前日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

6. 技術者の取扱い

契約日から着手日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

7. 経費の負担

着手日を選択したことにより経費が生じる場合は、受注者がこれを負担するものとする。

8. 契約の保証

この工事の契約保証期間は、契約日から完成日までを対象とする保証とする。

9. 請負契約書の特約条件

請負契約書には、特に定めた契約条件（様式第2号）を添付するものとする。

10. その他

この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する